



特定生産緑地 指定の流れについて

全体のスケジュール

特定生産緑地の指定は、生産緑地の申出基準日（生産緑地の指定から30年経過する日のこと）までに行わなければなりません。指定漏れがないように、以下のスケジュールで特定生産緑地の指定を進めます。

特定生産緑地に関する通知の受け取り

- ・ 横浜市から生産緑地所有者へ本手引きと必要書類が届きます。
- ・ 所有者やご家族で特定生産緑地の指定を受けるか、よくご相談ください。
- ・ 共有名義で共有者と連絡できる場合には、書類の提出方法などについてご相談ください（手引きp.30, 31参照）。
- ・ ご不明な点等がありましたら、所管の農政事務所にご相談ください。



指定の申請書類の提出

- ・ 指定申請期限までに、申請書や同意書その他、必要書類を郵送でご提出ください。



注意



申請があったものについては、申出基準日（生産緑地の指定から30年経過する日のこと）までに横浜市によって指定の手続を進めます。

【横浜市による手続】

- ・ 申請書類に不備がないか、指定要件を備えているか、等の確認を行います。なお、指定申請があったものについて問題がある場合は、横浜市から申請者へご連絡します。
- ・ 横浜市から指定見込みについての通知が届きます。
- ・ 横浜市により、指定に向けた処理が行われます。
- ・ 横浜市都市計画審議会における意見聴取が行われます。
- ・ 特定生産緑地の指定を受けた場合、横浜市報に公示されます。

所有者あて



特定生産緑地としての効力が発生

- ・ 特定生産緑地の指定を受けた生産緑地は、申出基準日以降に特定生産緑地の効力が発生します。
- ・ 特定生産緑地の指定公示がされたものは、横浜市から通知が届きます。

農地等利害関係人あて

特定生産緑地の指定後は……？

特定生産緑地の指定後は、
10年ごとに指定期限日が訪れます。
指定期限日到来前に、
改めて指定を延長する手続を
行ってください。



【注意事項】

- ・ 相続等のやむを得ない事情によって指定申請期限までの申請が間に合わない場合は、所管の農政事務所にご相談ください。
- ・ 申請書類提出後に、相続発生によって所有権者が変更した場合や、新たに抵当権が設定された場合等は、必ず所管の農政事務所にご連絡ください。指定にあたり、新たに同意取得が必要になる場合があります。

特定生産緑地の指定を受けるには、
申請書類を申請期限までに提出せよ！
将来農地を相続する子供とも
よく話し合って決めなければいけないな。



特定生産緑地の指定手続について
わからないことがあれば、
所管の農政事務所に、ぜひご相談ください！



提出書類の内容・書き方も複雑だから、
この手引きを一通り読んでから
相談に行こうかな。